

育児・介護休業等に関する労使協定

社会福祉法人西海市社会福祉協議会と職員（正職員のほか、契約職員、パートタイマー、登録ホームヘルパーを含む）代表は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる職員）

第1条 会長は、次の職員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな職員

（介護休業の申出を拒むことができる職員）

第2条 会長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな職員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる職員）

第3条 会長は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（介護休暇の申出を拒むことができる職員）

第4条 会長は、次の職員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（所定外労働の免除の申出を拒むことができる職員）

第5条 会長は、次の職員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員）

第6条 会長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の職員
- 二 週の所定労働日数が2日以下の職員
- 三 業務の性質又は業務の実施体制に照らして所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務として別に定める業務に従事する職員

（職員への通知）

第7条 会長は、第1条から第6条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、平成22年6月30日から平成23年6月29日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、組合いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成22年6月1日

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 会長 山口俊雄 印

職員代表

打田 昭子

